



熊本県公報

第 1 2 5 7 1 号

平成 28 年 11 月 15 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2

公 告

- 基本測量の実施…………… (監理課) 2
- 公共測量の実施…………… (") 3
- 公共測量の実施…………… (") 3
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 3
- 熊本県庶務事務システムOS移行及びシステム機器更改に伴う設定等業務委託に係る随意契約の相手方の決定…………… (総務事務センター) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 4
- 熊本都市計画下水道 (合志公共下水道) の変更 (合志市決定)…………… (") 5
- 道路の位置指定…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7

登 載 依 頼

- 熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 7
- 技能教育施設の廃止…………… (高校教育課) 8

告 示

熊本県告示第 9 7 2 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|------------------|----|-------------------|-----------|----------|
| 一般国道 | 2 6 6 号 | 天草市久玉町字神葉山 | 前 | 29.3 ～ 81.5 | 15.4 | 単県側溝 (通) |
| | | 同所 | | | | |
| | | 2 3 4 5 番 2 地先まで | 後 | 29.3 ～ 85.5 | 15.4 | |

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県告示第 9 7 3 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---|--------------|---------------|
| 主要地方道 | 熊本菊鹿線 | 山鹿市菊鹿町大字宮原字栗木田 60番地先から 山鹿市菊鹿町大字宮原字出口 97番地先まで | 170.2 | 防交安 (交通安全) |

2 供用を開始する期日 平成28年11月16日

熊本県告示第974号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|------------------------------|--|-----------------|------------|------------------------------|
| オレンジハウス 合志市栄212 7番地163 | 一般社団法人三協舎 熊本市北区鶴羽田三 丁目12番38号 猪本 眞一郎 | 平成28年1 1月15日 | 4352900254 | 指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス |

熊本県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年11月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|--------|
| 主要地方道 | 菊池赤水線 | 阿蘇市無田字余名間 74番1地先から 阿蘇市赤水字南砂間 521番7地先まで | 前 | 12.0 ～ 23.2 | 180.2 | 橋梁災害復旧 |
| | | | 後 | 12.2 ～ 34.8 | | |

2 区域を変更する期日 平成28年11月15日

公 告

熊本県公告第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|-----------------|--------------------------------|----------------------|
| 基本測量（電子基準点現地調査） | 平成28年11月11日から 平成29年 2月28日まで | 熊本市、八代市、上天草市、天草市、上益城 |

| | |
|--|--|
| | 郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、天草郡苓北町 |
|--|--|

熊本県公告第 680 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。
平成 28 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|----------------------|--|--|
| 公共測量（国土調査被災地域境界基本調査） | 平成 28 年 11 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで | 熊本市、菊池市、宇城市、阿蘇市、菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡西原村・南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町 |

熊本県公告第 681 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。
平成 28 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|---------------|---|---------|
| 公共測量（目的：道路台帳） | 平成 28 年 10 月 31 日から 平成 29 年 3 月 29 日まで | 熊本市内一円 |

熊本県公告第 682 号

玉名市に事務所を置く玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 28 年 10 月 12 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 28 年 11 月 4 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。
平成 28 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 683 号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。
平成 28 年 11 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県庶務事務システム O S 移行及びシステム機器更改に伴う設定等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局総務事務センター
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 10 月 21 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市中央区水道町 8 番 6 号
- 5 随意契約に係る契約金額
83,484,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 6,184,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第684号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 小林 東洋一 | 菊池市原 | 菊池市原字香風2684番ほか4筆 |
| 泉田 寛靖 | 菊池市泗水町南田島 | 菊池市泗水町南田島字中原1539番 |
| 梁池 優成 | 菊池市泗水町吉富 | 菊池市泗水町吉富字中川原988番1ほか3筆 |
| 有限会社むらかみ牧場 | 菊池市泗水町福本 | 菊池市泗水町福本字上原1892番ほか3筆 |
| 齊藤 和彦 | 菊池市泗水町福本 | 菊池市泗水町福本字東請1403番ほか2筆 |
| 西川 秀之 | 玉名市大浜町 | 玉名市大浜町字末廣開3825番1ほか3筆 |
| 有限会社エバークリーン | 玉名市天水町部田見 | 玉名市天水町小天字四ノ切7665番1ほか2筆 |
| 齋田 英治 | 玉名郡南関町肥猪 | 玉名郡南関町大字肥猪字四ツ枝2253番ほか3筆 （一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平3番8ほか3筆） |
| 嶋川 迎 | 阿蘇市永草 | 阿蘇市永草字下井手下780番 |

2 申請年月日

平成28年10月24日

熊本県公告第685号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字下出口2967番4
210.65平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市幾久富1909-1601 I-201
西田 康志

熊本県公告第686号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 施行者の名称 熊本県

2 都市計画事業の種類及び名称 長洲都市計画道路事業3・2・1号長洲玉名線

3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎1004-1熊本県県北広域本部玉名地域振興局

4 事業施行期間 平成17年3月29日から平成31年3月31日まで

5 事業地 収用の部分 平成17年九州地方整備局告示第50号の事業地のうち熊本県玉名郡長洲町大字長洲字新山、字上1丁目、字新港及び字上6

丁目地内において事業地を変更し、荒尾市大字牛水字下磯を追加する。
 使用の部分 変更なし

熊本県公告第 6 8 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により合志市から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 8 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎 1 0 1 1 番地 7
- 2 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 3 道路の位置 玉名市寺田字吉丸前 1 3 4 1 - 8
- 4 道路の幅員 指定幅員 4 . 9 9 メートルから 5 . 0 0 メートルまで
- 5 道路の延長 4 0 . 3 2 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 8 年 1 1 月 1 日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第 6 8 号

熊本県公告第 6 8 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
 当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日から同月 2 8 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
 平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|----------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 片山 勝次 | 上益城郡山都町大平 | 上益城郡山都町米生字開田 5 番 1 ほか 2 4 筆 |
| 片山 勝次 | 上益城郡山都町大平 | 上益城郡山都町大平字木部野 1 9 4 7 番ほか 1 筆 |
| 吉田 眞二 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字一武字松ノ本 3 0 8 1 番ほか 1 8 筆 |
| 野村 逸男 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字一武字郡角 3 6 1 4 番 1 |
| 尾方 学 | 球磨郡錦町木上北 | 球磨郡錦町大字一武字松ノ本 3 1 5 3 番 1 ほか 2 筆 |
| 川原 計 | 球磨郡錦町西 | 球磨郡錦町大字西字橋ノ口 6 6 番 1 |
| 尾方 旭 | 球磨郡錦町西 | 球磨郡錦町大字西字鶴田 2 2 7 5 番 1 |
| 志水 周次 | 球磨郡多良木町久米 | 球磨郡多良木町大字久米字表原 2 2 1 6 番ほか 5 筆 |
| 木村 武久 | 球磨郡多良木町多良木 | 球磨郡多良木町大字久米字新堀 1 1 5 0 番ほか 7 筆 |
| 桐木 隆史 | 球磨郡山江村山田 | 球磨郡山江村大字山田丙字北山神 1 7 0 4 番ほか 2 筆 |

- 2 申請年月日 平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

熊本県公告第690号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|------------|------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 上原 弘明 | 宇城市松橋町豊崎 | 宇城市松橋町豊崎字宮ノ下610番 |
| 田中 孝士 | 宇城市松橋町豊崎 | 宇城市松橋町豊崎字水ノ本1036番ほか3筆 |
| 宮田 清二 | 宇城市松橋町豊崎 | 宇城市松橋町豊崎字中津1220番1 |
| 沖村 昭幸 | 宇城市松橋町砂川 | 宇城市松橋町豊崎字宮ノ下601番ほか31筆 |
| J R九州ファーム株式会社 | 佐賀県鳥栖市本鳥栖町 | 宇城市三角町中村字一ノ禿3164番1ほか2筆 |
| 株式会社ファームズ天草 | 天草市中村町 | 天草市本町本字中鶴7381番ほか2筆 |
| 白木 俊成 | 天草市本町本 | 天草市本町本字中鶴7393番2 |
| 倉田 政幸 | 天草市本町本 | 天草市本町本字前原733番ほか6筆 |
| 松下 靖文 | 天草市本町本 | 天草市本町本字平253番1ほか1筆 |
| 岡田 キヨミ | 天草市有明町下津浦 | 天草市有明町下津浦字釜3060番7 |
| 金山 積 | 天草市河浦町河浦 | 天草市河浦町河浦字吉原1126番1ほか1筆 |

2 申請年月日

平成28年10月26日

熊本県公告第691号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|--------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 矢野 敏也 | 菊池郡菊陽町津久礼 | 菊池郡菊陽町大字辛川字袴田204番 |
| 有限会社吉岡農園 | 菊池郡菊陽町津久礼 | 菊池郡菊陽町大字津久礼字鶴中1287番ほか1筆 |
| 岡村 文明 | 球磨郡あさぎり町免田東 | 球磨郡あさぎり町免田西字屋敷田187番1ほか1筆 |
| 南條 徳幸 | 球磨郡多良木町多良木 | 球磨郡あさぎり町須恵字新諏訪4075番ほか3筆 |
| 城本 康志 | 球磨郡あさぎり町岡原南 | 球磨郡あさぎり町岡原北字宮野94番1ほか3筆 |
| 吉田 眞二 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡あさぎり町上西字西清水103番1ほか11筆 |

2 申請年月日

平成28年10月28日

熊本県公告第692号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 淀川 洋一 | 天草市本渡町本渡 | 天草市本渡町本渡字下山口1053番1 |
| 山下 里美 | 天草市亀場町食場 | 天草市本渡町本渡字山ノ口1637番 |
| 中野 末義 | 天草市本渡町本渡 | 天草市本渡町本渡字下拾落4358番4 |
| 小島 太 | 天草市有明町下津浦 | 天草市有明町下津浦字境ノ松4931番1 |
| 佐賀 博明 | 天草市河浦町白木河内 | 天草市河浦町白木河内字白木新田43番1ほか2筆 |
| 大橋 幹男 | 天草市河浦町白木河内 | 天草市河浦町白木河内字白木新田113番46 |
| 谷崎 和喜 | 天草市河浦町白木河内 | 天草市河浦町白木河内字白木新田112番1 |
| 内崎 渉 | 天草市河浦町白木河内 | 天草市河浦町白木河内字白木新田111番2 |
| 大友 幸久 | 天草市河浦町白木河内 | 天草市河浦町白木河内字向白木12番97ほか1筆 |

2 申請年月日

平成28年10月31日

熊本県公告第693号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年11月15日から同月28日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 山村 勝家 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦922番ほか1筆 |
| 山村 勝家 | 玉名郡長洲町上沖洲 | 玉名郡長洲町大字上沖洲字名石浦947番 |

2 申請年月日

平成28年11月1日

登載依頼

熊本県警察本部公告第65号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月15日

熊本県警察本部長 後藤和宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察情報管理システム用端末装置及び関連機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）
1,080,000円（うち消費税及び地方消費税の額80,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年7月26日

熊本県教育委員会告示第17号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年11月15日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

| 指定技能教育施設の名称 | 指定技能教育施設の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|------------------|------------|
| 教育センター | 熊本市中央区神水一丁目8番12号 | 平成29年3月31日 |